



# 埼玉県報

第 2 2 6 1 号  
平成 2 3 年 2 月 1 4 日  
月 曜 日

## 目 次

### 告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第七十号

埼玉県議会平成二十三年二月定例会を二月二十一日に招集する。

平成二十三年二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人癒叶
- 三 代表者の氏名  
高島 澄雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市美土里町二丁目一五三番地 ユースフルホーム二 一号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県を中心とした隣接県の地域社会で、様々な問題や悩み事を抱えている方々に、詳細な霊場（札所）情報と巡礼方法などの御朱印文化を普及し、癒しと心身の健康を取り戻せる様、誰もが心豊かに暮らせる地域づくりを遂行することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第七十二号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月十四日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小川町	平成二十一年度 平成二十二年度	地籍図 七十二枚 地籍簿 一冊	腰越四（大字腰越の一部）	平成二十三年 二月九日

# 告 示

埼玉県告示第百七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇七 一三 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

久喜市大字上早見字新田四一八番地一他六五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二六六九・〇立方メートル